別表十八の二付表一の記載要領第一号中「令第155条の47第１項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法第81条の19第２項から第６項まで（連結中間申告）若しくは法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第155条の47第１項」に改める。

別表十八の二付表二の表を次のように改める。

別表十八の二付表一　連結中間納付額の調整計算に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

			円
前連結事業年度の法人税額	法人税額	1	
	同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額	2	
	差引法人税額 (1)－(2)	3	
前期実績基準額（別表十八の二付表二「4」）又は｛(3)×6/―｝		4	
連結法人に係る調整額の計算	加算 連結納税の承認の取消しによる加算調整額（別表十八の二付表二「7」）	5	
	加算 前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額（別表十八の二付表三「8」）	6	
	加算 当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額（別表十八の二付表三「16」）	7	
	加算 前期の分割型分割による加算調整額（別表十八の二付表三「19」）	8	
	減算 連結納税の承認の取消しによる減算調整額（別表十八の二付表二「8」）	9	
	減算 当期の分割型分割による減算調整額（別表十八の二付表三「24」）	10	
	連結法人に係る調整額の合計 ((5)＋(6)＋(7)＋(8))－((9)＋(10))	11	

			円
仮計 (4)＋(11)（マイナスの場合は０）		12	
連結法人以外の法人に係る調整額の計算	前期の連結加入法人に係る加算調整額（別表十八の二付表二「12」）	13	
	当期の連結加入法人に係る加算調整額（別表十八の二付表二「16」）	14	
	前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額（別表十八の二付表三「4」）	15	
	当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額（別表十八の二付表三「12」）	16	
	連結親法人を設立した適格合併による加算調整額（別表十八の二付表二「20」）	17	
	連結法人以外の法人に係る調整額の合計 (13)＋(14)＋(15)＋(16)＋(17)	18	
納付すべき法人税額 (12)＋(18)		19	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）